

令和5年長浜市農業委員会1月定例総会会議録

令和5年1月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（18人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	19番	二矢 秀雄

2. 会議に欠席した委員

18番 池田 美由紀 20番 西橋 絹子

3. 会議に出席した職員

局長 今莊 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則
副参事 近藤 英昭、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農用地利用配分計画の認可の通知について
報 告	農地の再利用届出について
議案第110号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第111号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第112号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第113号	農用地利用集積計画案についてについて
議案第114号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第115号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

7 番 廣部 重嗣 9 番 橋本 治太郎

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和5年1月の定例総会を開催させていただきます。みなさん、改めまして新年あけましておめでとうございます。この数年、コロナの感染拡大等もあり、規制の無いお正月休みがありませんでしたが、各地でワクチン接種やウイズコロナの環境整備が進んだこともあり、ご家族、ご友人と昨年よりは気兼ねなく年末年始を過ごせたように思います。さて今、私たちの食と農を取巻く環境が、大きな転換点を迎えています。いまだ収束が見通せないロシアによるウクライナ侵攻、円安の影響、さらには世界規模での自然災害頻発や人口増加などにより、わが国の食と農のリスクは増大し、顕在化しています。生活に身近な食品の値上げは2万品目を超え、肥料、飼料、燃料など、食料生産に欠かすことのできない資材価格は過去最高水準まで高騰し、食を支える農の生産現場は危機的な状況に直面しています。食料生産を支えるわが国の農業を、将来にわたって持続的可能なものにしていくためには、万全な食料、農業、農村政策の確立が必要です。今後も農業者の直接的な声を市当局に訴え、施策のさらなる改善提案を行なっていかなければならないと思います。

さて、今年はウサギ年です。ウサギ年は芽を出した植物が成長していき、茎や葉が大きくなる時期で、目に見えて大きく成長する年だといわれています。

また、ウサギは飛び跳ねることから飛躍するという象徴になります。依然として、農業は厳しい局面にありますが、ウサギ年にあやかり、大きく跳ねるすばらしい一年になることをお祈りいたします。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内、18名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

（事務局）

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、12月19日、常設審議委員会が天津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件が無かったため、職員は出席していません。12月23日、農政懇談会が高月支所で開催され、意見具申に対しての回答が部長及び担当課長より回答をいただきました。その後の意見交換も活発に行うことができました。続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が9件、4条申請が3件、5条申請が6件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認申請、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積、下限面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る1月5日に当番委員、4番の多賀正和委員、19番の二矢秀雄委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

（会長）

皆様方、改めまして、新年明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。また本年もよろしくお願い申し上げます。昨年は色々なことがございました。けれども、ロシアのウクライナ侵攻が長引いており、今年もそのことで明け暮れているところがございます。このような状況が続きますと、資材を含む、原材料が全く不足しており、先日、肥料の価格をみたのですが、今までの倍ほどになっており、農業を継続するのは難しくなっているという思いがしたところがございます。春の作業始めまでに、農業を廃業される方が出てくるかもしれません。その時には、皆様のお力添えをお願いしたいと思います。また、日本の食料自給率が37%というのは前々から申し上げておりますが、残りの63%は全部輸入でございます。アメリカの学者の方が、何年後かには海外から輸入ができなくなり、その状況になって困るのは日本だと話している。63%も輸入しているわけでございますので、輸入が止まった場合、食の安全どころか、食がない、ということになろうかと思っております。近い将来、あることではないかと思っております。また、新型コロ

ナウイルス感染症については、未だに収束がみられない。皆様もワクチン接種はお済であると思いますが、世間で4回目の接種が37%しかされていないと聞いております。現在、第8波となり、アメリカで非常に感染力が強い型がでてきたということでございまして、日本でこれが爆発的に発生すると私は思います。引き続き、新型コロナウイルス感染症には気を付けたいと思います。皆様におきまして、自分の体は自分が守るということを、徹底していただきたいと思います。今年は何とか上向きな年となれるよう、農業委員会といたしましても地域計画の作成を、国をあげてということでございますので、どうか皆様にご理解いただきまして、ご支援いただきますよう、よろしくお願いいたしたいと思います。簡単ではございますが、新年のご挨拶とさせていただきます。

本日の欠席通告欠席委員の報告、18番の池田美由紀委員、20番の西橋絹子委員の欠席通告をいただいています。

本日の議事録署名委員報告、7番の廣部重嗣委員、9番橋本治太郎委員、両委員よりしくをお願いします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和5年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、小堀町地先、畑1筆、165㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は転用済農地、南は雑種地、北は宅地です。

番号2、土地の表示、平方町地先、田1筆、391㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は里道、西は道路、南は宅地、北は水路です。

番号3、土地の表示、平方町地先、田1筆、299㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西と南は道路、北は宅地です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、小堀町地先、田4筆、252㎡、畑1筆、271㎡、合計523㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南西に位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南は転用済田、北は道路、宅地です。

番号2、土地の表示、加納町地先、田2筆、937㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東と西と南は道路、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計35筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、全て田35筆、48,792㎡の解約です。番号1から番号26、番号30から番号35は相対による解約で、全て耕作目的の解約です。番号27から番号29は中間管理事業による解約で、賃貸借から使用貸借への変更による解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地利用配分計画の認可の通知について、令和5年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

このことについて、滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。10月定例総会における議案第94号で計画が決定されたことにより滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和4年11月25日付で、滋賀県農林漁業担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。10月の利用集積計画の内、199筆、358,974.46㎡について、農地中間管理権の設定があり、また、個人から滋賀県農林漁業担い手育成基金が借り手となり、20年の期間で利用権設定されていたものを、期間途中で他の耕作者に変更があり、残余期間について、次の耕作者への農地中間管理権の設定が2筆、2,803㎡、個人経営から法人化され、経営継承されたものが105筆、183,559㎡を含め、今回の配分計画では、29人の借り手に、計306筆、545,336.46㎡貸借権が設定されました。

本案件の説明は以上です。

続きまして、農地の再利用届出について、令和5年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農地転用後の、農地復旧等にかかる事務処理要領第3の規定により受理しましたので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は農地、北は農地、南は農地です。これは、令和元年11月に一般住宅を建築する目的で5条申請を受け付け、12月10日付で許可書を発行しておりました。しかしながら、諸事情から一般住宅の建築計画が中止されることとなり、引き続き農地として利用したい旨の届出を受けました。現地調査の結果、転用申請前と同様、農地として使用されている状況を確認できましたので、事務処理要領の規定に基づき、農地基本台帳に農地として再登録を行うとともに、税務課にも農地として登録した旨を通知しております。

報告は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました5件について、ご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか。

(会長)

農地利用配分計画の認可の通知について、私からお聞きします。賃借料が1,000円と記載されているものがありますが、間違いではないですか。

(事務局)

間違いではございません。なかなか米価が上がらない中、最近は賃借料の変更もされておられます。

(会長)

はい、わかりました。

農地の再利用届出についてもお聞きします。計画が中止になったので、再度、農地へ変更ということですが、今回は農地へもどるとのことですが、今後、このような事例が増えて、農地にもどせないところも出てくるのではないかと不安に思う。

(事務局)

元々、この申請内容は、お父様名義の田を埋め立てして、息子さんが使用貸借で家建てるという申請を出されましたが、諸事情があり、建築を中止され、現状そのまま2年、3年経っておりますが別に放置されてたわけではなく、農地として使用されていたのを確認しております。引き続き再利用という届出もされ、現況からいってもやむを得ないと判断させていただいた次第です。

(会長)

これからは、いろいろと考えてしまいますね。はい、わかりました。

他にございませんか。ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第110号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明

をお願いします。

(事務局)

議案第110号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が9件ございました。農地法施行規則に定める、必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、大依町地先の田1筆、3,115㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ耕作がされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し、耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。また譲受人は、議案第113号、番号1の利用権の公告を以て、下限面積要件を満たします。

番号2、土地の表示、湖北町河毛地先の畑1筆、279㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ耕作がされておりました。申請地は、現状譲受人が管理しており、譲渡人と譲受人で所有権移転の話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、大路町地先の畑1筆、298㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地を確認したところ果樹の栽培がされておりました。申請地は、現状譲受人が管理しており、譲渡人と譲受人で所有権移転の話がまとまり申請されたものです。

番号4、5、6は関連性がありますので、併せて説明させていただきます。土地の表示、難波町地先の畑3筆、1,549㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地確認をしたところ耕作放棄地でした。譲渡人は全員高齢で、申請地を管理できないため、申請地集落で耕作をしている譲受人と売買で申請されたものです。また譲受人は、議案第113号、番号4から11の利用権の公告を以て、下限面積要件を満たします。

番号7、土地の表示、西浅井町横波地先の畑1筆、512㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地確認をしたところ不耕作地でしたが、管理はされておりました。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、申請地の隣地に居住する譲受人と売買で申請されたものです。また譲受人は、議案第113号、番号12から14の利用権の公告を以て、下限面積要件を満たします。

番号8、土地の表示、布勢町地先の畑1筆、146㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地確認をしたところ不耕作地でしたが、管理はされておりました。譲渡人は農業を廃業するため、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。

番号9、土地の表示、東上坂町地先の田1筆、1,832㎡を売買にて権利を取得されるもので

す。申請地は白地の田で、現地確認をしたところ耕作がされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず、管理ができないため、申請地集落に居住し、耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。

以上、番号1から9につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの方、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第110号かかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第110号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(伊藤委員)

番号4、5、6についてお話しします。去年の10月に、申請地付近をウォーキングに参加したときにここを通りました。大きな道から1本奥に入るので、表から見えるところでもなく、こんな広いところが放棄地になっていることを知り、こういうところもきちんと利用してくれたらいいのと思っていた。そして今回、農地法第3条の申請があり、現地確認をしたところ、こちらの農地でしたので、かなり広い土地なので、これでうまく利用していただけるのなら良いことだと思いました。こういう放棄地がいろんな使い方をされ、やはりいろんな人に、もっともっと畑なり何なり再利用してもらえれば本当にありがたい。こういうところをもっともっと増えれば良いなと、現地確認時に思いました。

(会長)

はい、ご意見ありがとうございます。

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第110号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第111号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議案第111号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第111号につきましては、今月の締切までに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついていますが案件につきましては、さる12月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、14番の北川富美子委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和5年1月5日に、4番の多賀正和委員、19番の二矢秀雄委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものは例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告をいただきます。

（二矢委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、曾根町地先、田2筆、畑1筆、276㎡、転用目的を作業所、資材倉庫、駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は里道、南は水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は、申請地の国道を挟んだ向かい側で事業を実施しており、今回、同事業の規模を拡張する計画を立て、作業所、資材倉庫、駐車場を整備する予定です。なお、同施設は、後に説明します5条申請案件の敷地と合わせて整備される計画となっております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の国道の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、黒部町地先及び竜安寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。まず、黒部町の申請地は集落の東側に位置します。また、竜安寺町の申請地は集落の北側に位置します。ともに、一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可で

きることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

（多賀委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、黒部町地先、畑、221㎡、竜安寺町地先、田、135㎡、ともに転用目的を植林敷地とした申請です。周囲の状況は、黒部町の土地については、東は道路、西は、この後説明します申請番号3の土地、南は農地、北は水路です。また、竜安寺町の土地については、東西南北がすべて山林です。

写真をご覧ください。申請地はすでに植林されております。これは、申請人の先代が、約30年前に周辺の土地とともに植林を行っており、今回、地目変更を行うにあたり、農地法の許可が得られていないことが判明し、申請されたものです。今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、黒部町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。黒部町の申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、申請番号2と関連があるため、引き続き、多賀委員よりご報告をいただきます。

（多賀委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、黒部町地先、畑2筆、59㎡、転用目的を植林敷地とした申請です。周囲の状況は、黒部町の土地については、東は先ほど説明した申請番号2の土地、西は道路、南は農地、北は水路です。

写真をご覧ください。申請地はすでに植林されております。これは、申請人自身が約20年前に、高齢に伴い農地としての管理が難しいと考え、植林されました。今回、地目変更を行うにあたり、農地法の許可が得られていないことが判明し、申請されたものです。今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第111号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(森川委員)

番号2、3についてお聞きします。こちらは山林に地目変更するということですか。

(事務局)

はい、そうです。山林に地目変更されます。

(会長)

他にございませんか。

同じく、私からお聞きします。30年、40年前といいますと、植林は転作だとされていた時期と違いますか。

(事務局)

この時期に黒部のこのあたり周辺で同時期に植林をされている部分もある。確認はしておりませんが、そういう可能性はあるかなと思います。

(会長)

この時期、所有者の方はされたと思う。申請地の上にも農地があり、そちらはみな植林されてます。そのような所に農地があったことは、私は知りませんでした。このようなところを全て地目変更してくださいとお知らせを出したらいいのではと思います。

(事務局)

ご意見、ありがとうございます。実際、畑に杉が植林されていて、山林として整備が必要な地区が他にもあり、農業委員会に一斉に申請がありました。そうなりますと、農地から林地の区域となり、森林区域の方に入らないと森林組合が整備しても、補助対象にならないということになり、森林田園整備課と連携をとりながら行いたいと思います。他にも、何十年も前からこの状態だということで、登記官照会も頻繁にできております。今回は農地転用ということで、4条申請をされておられますが、いろんなパターンで農地から地目を変更していくというところが出てきておりますので、また関係機関とも調整しながら進めていきたいと思います。

(会長)

はい、わかりました。他にございませんか。

(將亦委員)

毎年、農地パトロールをしていて、事務局では、非農地調査もしており、山間地域にある農地で植林されて30年、40年、50年経っているところについて、非農地化の調査をして、そして法務局へ報告しているということもあります。一網打尽とはいきませんが、そういう調査をした上で、主に、山間地域については、現況、何かが埋まっている農地については、所有者から転用の申請をしていただいて、またそうでないものについては事務局の方

で調査をしながら、地目変更を進めていくのがいいのではないかと考えております。今後の調査の時など、よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

他にご質問等ございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第111号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第112号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第112号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第112号につきましては、今月の締切までに6件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第111号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、西浅井町岩熊地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものは例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告いただきます。

(二矢委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、西浅井町岩熊地先、田、485㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の西側で私設美術館を設置しており、同施設の来客用駐車場を拡充する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側の水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。なお、この案件は、6月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため申請されたものです。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、本庄町地先、畑、77㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人が自宅の駐車場が狭く、自宅近くで駐車場の敷地を探していたところ、自宅前の道を挟んで向かい側の土地を購入できる話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透及び南側の道路側溝に排水される計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、西浅井町岩熊地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会からの

同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告をいただきます。

(二矢委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、西浅井町岩熊地先、畑、188㎡、契約内容は売買で、転用目的を車庫、物置敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は平成22年頃、譲渡人の土地を借りて、転用手続きをせずに車庫兼物置を建築して現在に至っておりますが、譲渡人から土地売買の話を持ち掛けられて、今回、所有権移転の手続きを取ることになり、申請されたものです。なお、農地を無断転用したことに関して、深く反省するとともに、今後は農地法を厳守し、二度と違反しない旨の添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側の道路側溝に排水されており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、高橋町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、高橋町地先、畑3筆、432.35㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、実家近くの父名義の土地に住宅を建築する話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、西側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断し

ております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものは例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、先ほど、4条の案件と関連があることから、二矢委員よりご報告をいただきます。

（二矢委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、曾根町地先、田、234㎡、契約内容は売買で、転用目的を作業所、資材倉庫、駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と北は4条で説明した土地、西は里道、南は水路です。

写真をご覧ください。申請人は、申請地の国道を挟んだ向かい側で事業を実施しており、今回、同事業の規模を拡張する計画を立て、自身の土地とあわせて埋め立てを行い、作業所、資材倉庫、駐車場を整備する予定です。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の国道の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、湖北町伊部地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、引き続き、二矢委員よりご報告をいただきます。

（二矢委員）

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、湖北町伊部地先、畑、73㎡、契約内容は売買で、転用目的を通路とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は夫とともに、申請地の西側の工場を経営されています。現在、工場は休止中ですが、近く事業を再開する予定で、同敷地に入るための通路が狭くトラック等が入りにくいため、譲渡人の土地を購入して通路の拡張を計画したところ、売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地東側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第112号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

番号3について私からお聞きします。申請地に隣接しているところは今回、対象地ではないのですか。

(事務局)

お答えします。そちらはもう、地目が宅地になっております。詳細を申し上げますと、今回、5条申請で購入される譲受人の名義の土地です。奥に譲受人のご自宅があり、ずっと住まれており、その道路の近くに車庫を建てた方が便利だということで、今回の申請地をもともと借りられて、車庫を建てていたというのが実態でございます。

(会長)

はい、わかりました。他にご質問等はございませんか。

(廣部委員)

同じく番号3についてお聞きします。わりと建物が新しいと思うのですが、建築確認時に地目が宅地でなければ、建築確認の許可は下りないではありませんでしたか。

(事務局)

お答えします。建築確認の申請の要件に、その土地の地目まで確認するようには法的になってなく、申請のチェック項目には確認する欄がありますが、法的にはだめだとなっていないと伺っている。また、こちらの場所が西浅井町ってということもあり、建築確認がいないエリアということで、今回はそれが無いということになります。

(廣部委員)

自分の所有地でないところに建物をたてているのですか。既存の建物は譲受人所有ではないのですか。

(事務局)

そうです。譲受人の建物です。今までは土地を借りておられ、建物を建てられているというのが現状です。今回、土地の名義を譲受人に変えたいと相談を受けて、申請を出されました。

(廣部委員)

どの地区でも建築確認はなくしていただけるとありがたいと思います。

はい、わかりました。

(会長)

他にごございませんか。

(將亦委員)

私も廣部委員と同じ思いですが、平成22年に市町村合併をし、すでに13年経過ということで、あまりその経緯を問わないというのが農業会議を含めて、行政側の見解です。もう一つは、確かに建築確認の話は以前にもあり、去年度、皆様にお話を聞き、事務局の方に、建築確認時に農地か農地でないかといことを、執行側の行政に話をされたものだと思っているのですが、今、事務局からの回答にもありましたように、なかなかそれを担保にとるということは行政法上、難しいというのが見解でございます。しかしながら、開発案件になりますと、その意見を各部局に開発の受付時、農業委員会事務局としての回答があるとなっており、そういうことも含めて、なかなかそのことについては、行政各部局の見解もありますので、担保に取るとはなかなか難しいと思います。一部地域の山間部については、建築確認の不要地域もございます。皆様にもご理解いただければと思います。

(会長)

ご意見、ありがとうございます。

他にございませんか。

(中川委員)

番号6についてお聞きします。転用目的は通路ということで、購入して、通路を広げることなのですが、奥の工場との間に隙間があり、これはどうなるのでしょうか。

(事務局)

お答えします。若干、木があるところだと思うのですが、今回、畑と同じ方の所有地となり、地目は宅地です。そちらも売買で購入され、埋め立てされると確認しております。

(中川委員)

はい。わかりました。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第112号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第113号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第113号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手29人に対して借り手が9人で、筆数は55筆、合計の面積で、64,147㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者6人、取得者6人、筆数は14筆、面積は13,292㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが、利用権設定について、と記載されている、番号1から番号55全て、相対により地元農業者に、利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルが、所有権移転について、と記載されている番号1から番号14につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号3から番号14については、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。また、番号1、2につきましては、市の所有地が譲受人と調整が整いましたので、諮問案件としております。譲渡人の氏名が個人名になっております。これは申請地を本市が公共事業用地として先行取得し、所有者と本市で売買契約が成立しており、その後、仮登記のまま現在に至ったものです。本登記ができていない経緯は不明ですが、実質的には長浜市の所有地であると認識しております。このことから、譲受人が認定農業者ではありませんが、従前の取扱い同様、農業経営基盤強化促進法を適用した所有権移転を行うこととされました。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第113号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第113号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第114号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第114号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から49番までの49件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えるので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第114号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。4番の多賀正和委員、6番の森川ゆり委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第114号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第115号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第115号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和5年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、告示しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う、設定を行う別段の面積については、西浅井町塩津浜地先の畑1筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件について、令和4年4月1日の要綱改正により、追加された指定農地として申請されたものです。西浅井町塩津浜地先の畑1筆について、さる令和4年12月15日に阿辻委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作をされておりましたが、今後遊休農地になるおそれがあることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、案件について、令和4年12月21日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。次に、指定の解除を行う別段の面積については、別紙の取り消し線の農地については、農地法第3条の許可の決定がありましたので解除するものです。

以上をもちまして、議案第115号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第115号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第115号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和5年1月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただきます。

2点目、令和5年2月の農業委員会定例総会につきましては、令和5年2月10日、金曜日の午後1時30分から、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定しております。

3点目、令和5年2月の農地転用の現地調査につきましては、令和5年2月3日、金曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、17番の小畑委員、2番の中川委員、となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いします。

4点目、令和5年1月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和5年1月23日、月曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、3番の家倉委員、6番の森川委員です。よろしくお願いします。

5点目、今年度の非農地の決定について、説明させていただきます。本協議事項につきましては、7月から8月にかけて、農業委員、推進委員の皆さんにご協力いただき、農地利用状況調査、農地パトロールの際に、森林、原野化し、農地に復元することが著しく困難な土地、いわゆるB分類と判断した農地4筆、1,248㎡について、非農地とするものです。手続きとしては、お配りしております、非農地の決定について、の非農地判断について、をご覧ください。担当委員会の農地最適化委員会で、非農地と判断したものを総会で協議、決定する手順となります。今年度については、担当委員会である農地最適化委員会を、令和4年12月23日に開催し、農地法第2条に規定する農地に該当するか否かを審査しました。非農地と判断した対象農地を、非農地の取扱い運用について、第3の規定に基づき、1月定例総会において協議をお願いするものです。次に、対象農地の現況写真、位置図を添付しております。木之本町杉野の3筆、余呉町下余呉の1筆、いずれの隣接地も山林、原野であり、対象農地についても、山林化、原野化しており、土地の周囲の状況からしても、農地として復元、利用はできないと見込まれます。この状況から農地最適化委員会で対象農地を非農地と判断されました。今後の非農地の手続きの流れとして、今後のスケジュールをご覧ください。本日の案件4筆について、非農地であると決定をいただきましたら、令和5年2月中旬に、文書にて土地所有者に現況が農地であるか否かの確認と、農地としての利用計画があるかを確認し、所有者に異論がなければ、令和5年3月中旬に、非農地通知を発出して、地目変更登記をされるよう指導していく予定です。また、併せて本市税務課、法務局などの関係機関にもその旨を通知するとともに、令和5年3月末に農地台帳から削除します。参考までに通知書、過去の実績を資料に添付しています。

非農地の決定についての説明は以上です。非農地の決定について、ご協議をお願いします。

(会長)

非農地の決定について、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(多賀委員)

今年度の非農地の決定について報告します。先程の議案にもありましたように、山林となっておりますので、もう農地への復元も無理であろうということで、前回の農地最適化委員会で、非農地判断させていただきました。どうかよろしくお願いします。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

同じく、お聞きします。このような農地は他にもたくさんあるのではと思うのですが、この4筆が非農地判断された経緯をお聞きしたい。

(事務局)

こちらにつきましては、7月、8月に行った農地パトロールで、皆様が農地復旧不可能と判断された農地です。このような農地が他にもたくさんあると思いますが、農用地のところが、そちらにつきましては、農業振興課と協議し、今後、農業振興地域整備計画の全体見直しの際に調整をしながら、非農地判断をしていきたいと考えております。

(会長)

他にございませんか。

(小畑委員)

木之本地区から3筆ありますが、車で行くにしても不便な場所です。他にもあるのですが、そちらでは山椒などの農産物が植えられている。管理というか、生産が上がっているものがあるのかなというところです。こういうことが無理なところが、今回、非農地判断されたというふうに私は判断しました。

(会長)

生産調整で何かを植えるということで、山椒やお茶などが植えられているところは管理されているということで、そうでないところが非農地判断されたということだと思います。他にございませんか。

(將亦委員)

同じく、お聞きします。杉や檜でなく、果樹を植えておられるところが昔は結構あったのですが、その後、土地所有者が地元から離れられたり、後継者がなく、そのまま放置となり、草の管理もできてない状況の農地が、私の担当地区の山間部で結構あります。何年も同じ農地を農地パトロールをしているのですが、審査会の時にやはり杉や檜などじゃな

いとだめだという話になってしまうのでしょうか。例えば、以前、山間部の畑などに梅を植えられた時期がありました。その時は、埋められた方が30代40代で、収穫などされておられたのですが、高齢化や、後継者不足といった状況になってくると、剪定されなかったり、放置されたりしている。他の雑木なども生えてきて、というところも、果樹があるので農地と判断するのはどうかと思う。また、委員会で検討していただいて、非農地判断していただいたほうが、私はありがたいと思う。何年も同じところを判断し続けるのもどうかと思いますので、皆様のご理解をいただいて、一斉にという話ではないのですが、できるだけ進めていただきたいと、このように要望いたします。よろしくお願いします。

（会長）

ご意見、ありがとうございます。他にございませんか。
ございませんか。

（会長）

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
それでは、今年度の非農地の決定について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

（事務局）

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いします。

（会長）

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

（中川委員）

今回、議案として、3条資格の交代がありますが、長浜新川の左枝線、山路川、土地改良河川ですが、長浜市で測量設計調査をし、経営事業で採択いただいて、県事業としての事業認可を昨年の夏に、長浜市より該当区域の自治会長、改良区の総代、農業組合などを集め、同意徴収の説明会がありました。そのときに、同意は基本的に3条資格者ですが、所有者然りでの説明をされた。私も参加しておりましたので、同意については3条資格者が所有者としての同意ということになれば、農業委員会の承認もいるということ、その場でご説明させていただきました。同意聴取されるときに、本来は3条資格者、耕作者であるのですが、所有者としての同意をいただきたいという説明も、実際、聴取のときをお願いしたいとお話ししたのですが、実際はされていないように私は思います。当然、3条資格の交代承認の申請が農業委員会にあるものと思いますので、農業委員会として、関係部署にしっかり説明なり、指導をお願いしたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。このようなことを事務局では、全くお聞きしておりません。私共も、3条資格者も含めてお話をされていると思っておりました。本日、いただいたご意見をお伝えさせていただきます。貴重なご意見をありがとうございます。場所は、市立長浜病院から上流に向かい、七条町くらいまでと流域も結構広い河川となっております。ブロックの洗堀が広くなり、上流の七条町はL型の水路が倒れかかっているということで、相当年代も経っておりますので、確かに老朽化している状況です。

(会長)

旧長浜市内には土地改良区はどのくらいあるのですか。

(事務局)

南部土地改良区、姉川左岸土地改良区、姉川沿岸土地改良区があります。今、沿岸は、昭和25年ぐらいにできているのですが、それから変更されてないので、その改修をされている。昨年まで姉川左岸土地改良区もポンプ場の整備をされ、どこの土地改良区でもいろいろと事業をされており、老朽化されている現状です。

(会長)

はい、分かりました。他にご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたら、これで総会を終了いたします。ご苦労様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)